

○公募型プロポーザルに関する公告

公募型プロポーザル方式による受託者公募について、次のとおり公告する。

当プロポーザルについて参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和8年9月17日

茨城県知事 大井川 和彦

1 調達に付する事項

- | | |
|---------------|------------------------------|
| (1) 業 務 名 | 令和8年度A I エージェント活用実証業務 |
| (2) 業務の内容 | 契約書及び仕様書のとおり |
| (3) 契 約 期 間 | 契約締結日から令和9年3月31日まで |
| (4) 見 積 限 度 額 | 8,998,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内 |
- ※なお、この額は事業内容の規模を表すものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること（予定価格は別途定める）。

2 資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。
ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号までに規定する者でないこと。

3 手続き等に関する事項

(1) 担当部局

茨城県 政策企画部 情報システム課 D X推進グループ 担当：野口

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

TEL：029-301-2567

FAX：029-301-2598

E-mail：johol@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 公募に関する説明書の交付

①交付期間

令和8年9月17日(木)から令和8年10月1日(木)午後5時まで。

ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

②交付場所

上記(1)の担当部局に同じ。

③交付方法

上記(1)において直接交付する、または、茨城県入札情報サービスシステムからダウンロードする。

なお、直接交付を希望する場合は、上記(1)の担当部局に事前に連絡すること。

(3) 参加表明に関する提出書類及び提出方法等

①提出方法

本業務に係るプロポーザルの提出を希望する者は、参加表明書(様式第1号)をメール(電子データ)で提出すること。また、参加表明書を提出後、本公募の参加を辞退する場合は、提案辞退届(様式第2号)をメール(電子データ)で提出すること。

②提出先

上記(1)の担当部局に同じ。

③提出期限

令和8年10月5日(月)午後5時必着

(4) 企画提案に関する提出書類及び提出方法等

①提出書類

ア プロポーザル提出書(様式第3号)・・・・・・・・・・1部

イ 企画提案書* (任意様式。但し、次の事項を盛り込むこと)・・1部

- ・業務実施方針(業務のトータルコンセプト)
- ・業務内容(仕様書の各要件に沿うこと。)
- ・スケジュール
- ・業務体制
- ・同種・類似業務の実績

※提案書のページ数は上限 30 ページまでとする。

ウ 見積書（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

別添仕様書の業務内容の費用ごとの内訳をできる限り詳細に記載すること。

※見積額が上記 1 (4) に示す見積限度額を超過している場合は、当該プロポーザルを無効（失格）とする。

エ 資格要件に係る申立書（様式第 4 号）・・・・・・・・・・ 1 部

オ 会社概要（会社案内、パンフレット等）・・・・・・・・・・ 1 部

②提出期限 令和 8 年 10 月 8 日(木)午後 5 時必着

③提出先 上記 (1) の担当部局に同じ

④提出方法 メール(電子データ)に限る

4 質問の受付・回答方法

①受付期限

令和 8 年 9 月 30 日(水)午後 5 時まで

②提出先

上記 3 (1) の担当部局に同じ

③提出方法

質疑書（様式第 5 号）をメールにより送付すること。

なお、質問を提出した場合は、電話で送付確認を行うこと。

④回答方法

質問に対する回答は、令和 8 年 10 月 2 日(金)までに参加表明者全員に電子メールにより回答する。

なお、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わると判断されるものについては、質問者に対してのみ電子メールで回答する。

5 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

プロポーザルの参加に要求される資格要件に係る申立書を審査し、適合している企画提案者より提出された企画提案書について、担当部局内に設置した審査会において、下記 (2) の評価基準により審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査結果に対する異議は受け付けないが、不採用通知を受けた者は通知を受けた日から起算して 5 日以内に書面により、不採用の理由について説明を求めることができる。

(2) 企画提案内容を特定するための評価項目

①企画力	業務の目的、内容について十分に理解しているか。
------	-------------------------

	提案内容に具体性、妥当性を伴っているか。
②独創力	提案内容に独創性がみられ、かつ、説得力を有しているか。
③実行力	作業工程や執行体制等、事業を確実に執行できるものとなっているか。
④経済性	提案内容に対して見積額が妥当であるか。

6 その他

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 期限までに提出のあったプロポーザルについて、プレゼンテーションを求める。

※プレゼンテーションについて

ア 実施日 令和8年10月13日（火）

イ 実施方法

- ・プレゼンテーションは、原則として県が Webex Meetings を用いて主催するが、他のツールを使用する必要がある場合は、各社で設定等を行い、会議 ID 等を上記 3（1）の担当部局に事前に連絡すること。
- ・プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出順とする。
- ・持ち時間は 15 分以内（時間厳守）とし、プレゼンテーション終了後の質疑応答時間は 15 分程度とする。
- ・事前の接続テスト等、詳細は別途通知する。

- (3) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (5) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (6) 採択された企画提案書の著作権は茨城県に帰属する。
- (7) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。
- (8) 契約書の作成を要する。
- (9) 契約の相手方は、契約額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）第 138 条第 2 項各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

7 問い合わせ先

上記 3（1）に同じ